

GLP 枚方Ⅲプロジェクトに係る環境影響評価準備書
検討結果概要（案）

枚方市環境影響評価審査会

目 次

I	大気汚染	1
II	水質汚濁	6
III	騒音	9
IV	振動	10
V	低周波音	11
VI	土壌汚染	12
VII	緑の量	13
VIII	廃棄物	15
IX	日照阻害	19
X	電波障害	20
XI	風害	21
XII	景観	33
XIII	交通安全	36
XIV	コミュニティ	38

I 大気汚染

1. 現況調査

(1) 気象のデータについて、冬と夏は測定して常時監視局との相関をとっているが、春と秋について、特異なデータは出ていないのか、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

冬季と夏季の測定結果を用いて、同期間の常時監視局との相関を確認したところ、招提局との相関が高く、招提局の風向・風速データを予測に使用することができると判断しました。招提局の平成 26 年度のデータを予測に使用していますが、過去 11 年間のデータを用いて異常年検定を行い、異常年ではないことを確認した上で予測に使用している。

(2) 日射量と雲量の平均値について、データの範囲、標準偏差など、どのように変動しているか示すことができないかについて、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

全天日射量及び雲量について、各月の平均値、年間平均値、年間最大値及び年間最小値は下表のとおりである。

表 大阪管区气象台における日射量及び雲量の年平均値（平成 26 年度）

	全天日射量*1 (MJ/m ² /日)	雲量*2
4月	18.4	5.9
5月	21.4	5.8
6月	18.6	8.4
7月	19.3	7.7
8月	15.5	8.9
9月	15.8	6.9
10月	12.4	6.5
11月	9.7	6.2
12月	7.8	5.7
1月	7.8	7.0
2月	10.9	6.9
3月	14.0	6.0
平均	14.3	6.8
最大	28.5	10.0
最小	1.2	0.0

※1 全天日射量の各月の値は、日合計値の月平均値である。
また、「平均」は日合計値の年間平均値、「最大」は日合計値の年間最大値、「最小」は日合計値の年間最小値である。

※2 雲量の各月の値は、日平均値の月平均値である。
また、「平均」は日平均値の年間平均値、「最大」は日平均値の年間最大値、「最小」は日平均値の年間最小値である。

2. 環境保全目標

降下ばいじんの評価について、目標値 10t/km²/月は高すぎる。過去のデータでも良いので、都市において降下ばいじんがどれぐらいのものなのかを調べておくべきではないか事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

全国における平成4年～平成8年の5年間の平均値は3.20t/km²/月である。予測結果は、2.81～4.26t/km²/月であるため、全国の平均的なレベルである。

3. 予測

(1) 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換、年平均値から日平均値への換算式における決定係数について事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

① 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換について

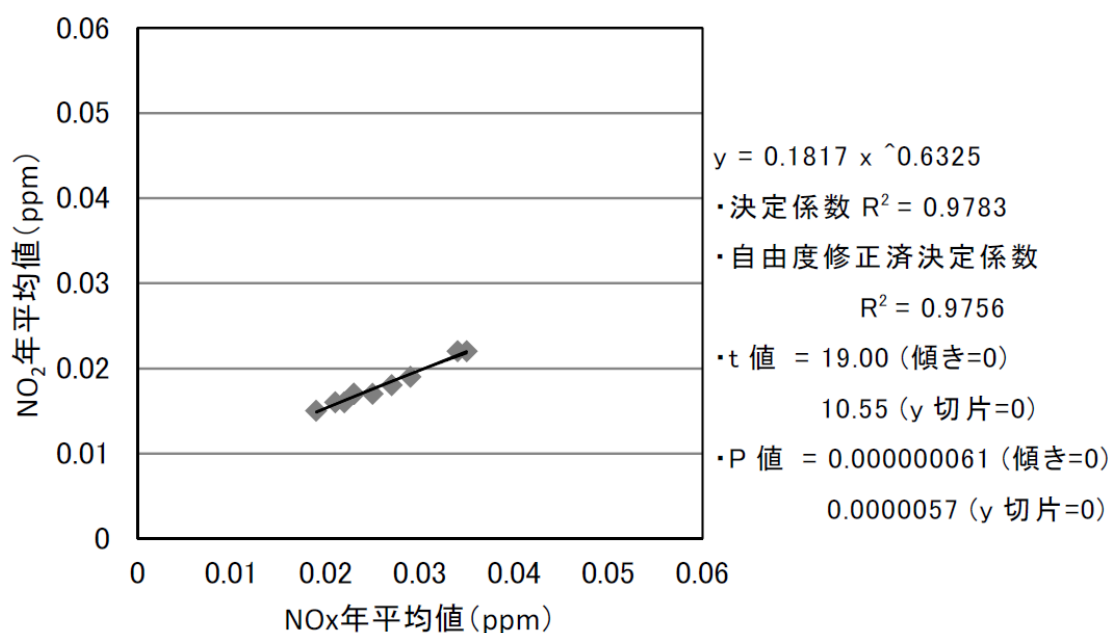
年平均値予測における窒素酸化物から二酸化窒素への変換は、対象事業実施区域近傍の一般環境大気測定局である楠葉局の平成17年度～平成26年度の実測値から求めた統計モデルを用いた。

$$[\text{NO}_2] = 0.1817 \cdot [\text{NO}_x]^{0.6325}$$

ここで、

[NO₂] : 二酸化窒素の年平均値 (ppm)

[NO_x] : 窒素酸化物の年平均値 (ppm)



② 年平均値から日平均値への換算について

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値から日平均値への変換は、平成 17 年度～平成 26 年度の楠葉局の実測値から求めた変換式を用いた。

$$[\text{NO}_2]_D = 1.3176 \cdot [\text{NO}_2]_Y + 0.0121$$

$$[\text{SPM}]_D = 1.3778 \cdot [\text{SPM}]_Y + 0.0210$$

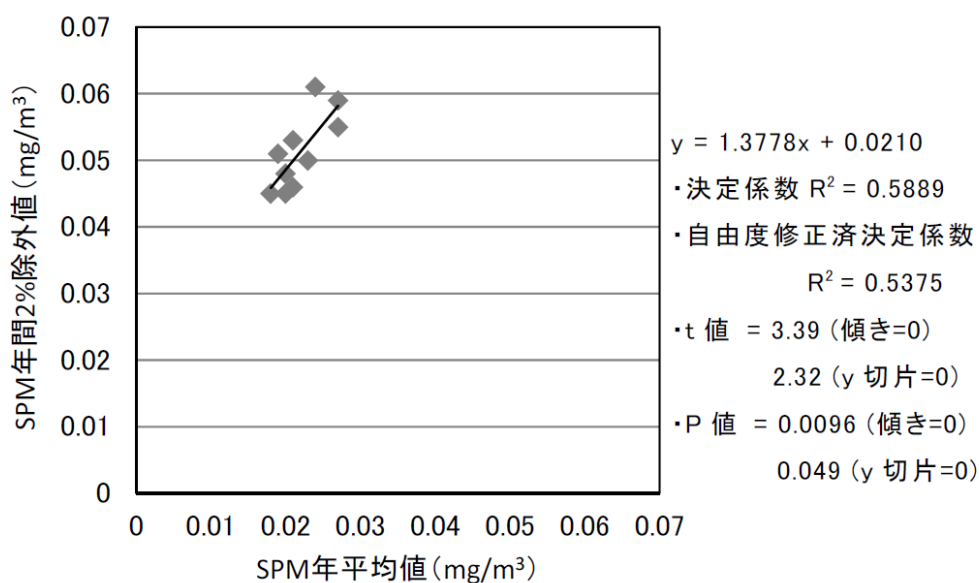
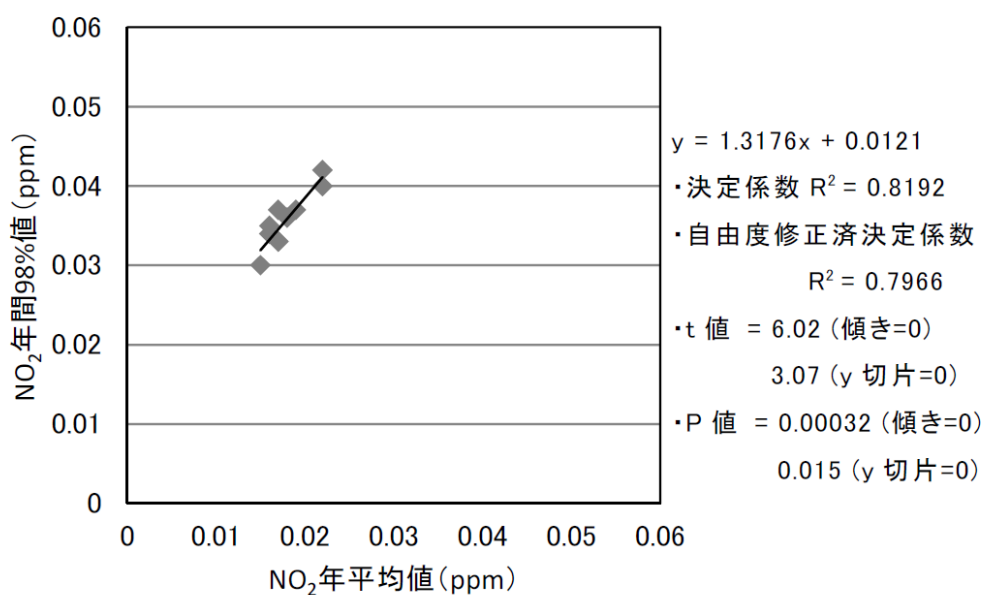
ここで、

$[\text{NO}_2]_D$: 二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値 (ppm)

$[\text{NO}_2]_Y$: 二酸化窒素の年平均値 (ppm)

$[\text{SPM}]_D$: 浮遊粒子状物質の日平均値の 2% 除外値 (mg/m^3)

$[\text{SPM}]_Y$: 浮遊粒子状物質の年平均値 (mg/m^3)



(2) 自動車からの排出係数について、2015年のものを使用しているが、古い車両による排出ガスも考慮されているのか。考慮されていないのであれば、検討はしておくべきではないかについて、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】
 自動車排出係数は、「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成 22 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 No.671、平成 24 年 2 月）に記載の排出係数を用いた。当該排出係数は、年式別の排出係数および車両構成率を考慮しているため、予測年次における排出係数には、古い車両による排出ガスも考慮されている。

(3) 大型車両の排出係数における車両構成、本事業の工事等の車両構成比と一致しているかについて、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

① 大型車の排出係数の算定に用いられた車種構成比及び平均半積載重量並びに、それを用いて算定した排出係数は以下のとおり。

表 1 環境影響評価に用いる排出係数の算定に用いる
車種構成比及び平均半積載重量（大型車類）

車種分類		車種構成比	平均半積載重量
貨物車類	ガソリン車	軽量	0.2%
		中量	2.0%
		重量	0.1%
	ディーゼル車	軽量	0.01%
		中量	2.8%
		重量	94.9%

出典：「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成 22 年度版）」
（国土技術政策総合研究所資料 No.671、平成 24 年 2 月）

表 2 自動車の大気汚染物質排出係数（準備書）

単位：g/台・km

区 分	走行速度	窒素酸化物		浮遊粒子状物質	
		小型車	大型車	小型車	大型車
工事用車両 一般車両	30km/h	0.085	1.702	0.002822	0.061324

出典：「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成 22 年度版）」
（国土技術政策総合研究所資料 No.671、平成 24 年 2 月）

② 工事用車両（大型車）の車種構成比及びそれを用いて算定した排出係数は以下のとおり。

表 3 工事用車両（大型車）の車種構成比

車種分類		車種構成比	平均半積載重量
貨物車類	ガソリン車	軽量	0.0%
		中量	0.0%
		重量	0.0%
	ディーゼル車	軽量	0.0%
		中量	1.5%
		重量	98.5%

表4 自動車の大気汚染物質排出係数（工事用車両）

区 分	走行速度	単位：g/台・km			
		窒素酸化物		浮遊粒子状物質	
		小型車	大型車	小型車	大型車
工事用車両	30km/h	0.085	1.735	0.002822	0.061576

③ 予測結果

＜二酸化窒素＞

予測結果に変化はなかった。（準備書と同じ数値）

表5 二酸化窒素の予測結果（今回検討）

予測時期	予測地点	工事用車両による寄与濃度 (ppm)	一般車両による寄与濃度 (ppm)	計 (ppm)		バックグラウンド濃度 (ppm)	環境濃度年平均値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)
		NO _x	NO _x	NO _x	NO ₂	NO ₂	NO ₂	NO ₂
		①	②	①+②	③	④	③+④	NO ₂
工事最盛期	No.交-1	0.0006	0.0035	0.0041	0.0041	0.015	0.0191	0.037
	No.交-2	0.0007	0.0039	0.0046	0.0046	0.015	0.0196	0.038
	No.交-3	0.0007	0.0054	0.0061	0.0061	0.015	0.0211	0.040

注) 1. バックグラウンド濃度は、楠葉局の平成26年度年平均値とした。

2. NO_xからNO₂への換算式でNO₂がNO_xを超過する場合は[NO₂]=[NO_x]とした。

＜浮遊粒子状物質＞

予測結果に変化はなかった。（準備書と同じ数値）

表6 浮遊粒子状物質の予測結果（今回検討）

予測時期	予測地点	工事用車両による寄与濃度 (mg/m ³)	一般車両による寄与濃度 (mg/m ³)	計 (mg/m ³)	バックグラウンド濃度 (mg/m ³)	環境濃度 (mg/m ³)	日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³)
		①	②	③=①+②	④	③+④	
		工事最盛期	No.交-1	0.00004	0.00023	0.00027	0.020
No.交-2	0.00005		0.00026	0.00031	0.020	0.0203	0.049
No.交-3	0.00005		0.00036	0.00041	0.020	0.0204	0.049

注) バックグラウンド濃度は、楠葉局の平成26年度年平均値とした。

4. 評価及び環境保全措置

概ね妥当である。

【指摘事項】

1. 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換、年平均値から日平均値への換算式について、決定係数を評価書に記載すること。
2. 風配図に関し、大気常時監視測定局の平成27年8月のデータを評価書に記載すること。

II 水質汚濁

1. 現況調査

概ね妥当である。

2. 環境保全目標

概ね妥当である。

3. 予測

(1) 沈砂池の能力は、同じ容量でも形状（面積）で異なるので、滞留時間だけでなく、表面積負荷を考慮して評価すべきではないかについて、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

表面積負荷を考慮して予測・評価を行なおした結果は以下のとおりである。

<予測結果>

表 6.2-7 仮設沈砂池排水口におけるSSの予測結果

区分	濁水流入量 (m ³ /h)	表面積負荷 (mm/s)	SS除去率 (%)	SS濃度 (mg/L)
流域①	4.5	0.24	94.7	53
流域②	14.1	0.16	94.7	53
流域③	14.1	0.26	94.7	53
流域④	7.1	0.24	94.7	53
流域⑤	4.8	0.25	94.7	53
流域⑥	11.2	0.28	94.7	53
流域⑦	22.3	0.27	94.7	53

●濁水流入量の算定

工事中の開発区域から仮設沈砂池への濁水流入量の算定は、以下に示す式を用いた。

$$Q = f_1 \cdot \frac{I \cdot A_1}{1,000} + f_2 \cdot \frac{I \cdot A_2}{1,000}$$

ここで、

Q : 濁水流入量 (m³/h)

I : 降雨強度 (mm/h)

f_1 : 開発区域の雨水流出係数

f_2 : 非開発区域の雨水流出係数

A_1 : 流域内の開発区域面積 (m²)

A_2 : 流域内の非開発区域面積 (m²)

●表面積負荷の算定

仮設沈砂池における表面積負荷は、濁水流入量と仮設沈砂池の床面積を用いて以下のように算定した。

$$\text{表面積負荷 (m/h)} = \frac{\text{仮設沈砂池の濁水流入量 (m}^3\text{/h)}}{\text{仮設沈砂池の床面積 (m}^2\text{)}}$$

(2) 沈砂池の表面積負荷が異なっているにもかかわらず、SS 除去率が同じになっていること及び図表をわかりやすく表現することについて、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

以下のとおり評価書において改める。

＜予測結果＞

仮設沈砂池排水口におけるSS の予測結果は、表に示すとおりである。排水口におけるSS 濃度は41～54mg/L と予測する。

表 6.2-8 仮設沈砂池排水口における SS の予測結果

区分	濁水流入量 (m ³ /h)	表面積負荷 (mm/s)	SS 除去率 (%)	SS 濃度 (mg/L)
流域①	4.5	0.24	94.9	51
流域②	14.1	0.16	95.9	41
流域③	14.1	0.26	94.7	53
流域④	7.1	0.24	94.9	51
流域⑤	4.8	0.25	94.8	52
流域⑥	11.2	0.28	94.6	54
流域⑦	22.3	0.27	94.7	53

＜土粒子の沈降速度とSS 含有率＞

土壌沈降試験結果（最も土粒子の沈降時間が長い結果となった土壌1）から導いた土粒子の沈降速度とSS 含有率との関係は、下表及び下図に示すとおりである。なお、ここでいう沈降速度は、土壌沈降試験で用いた沈降管における試料採取位置（水面下500mm）を沈下距離として、経過時間で除したものである。

沈降速度が仮設沈砂池の表面積負荷より大きい土粒子は仮設沈砂池の底に沈んで除去できることになり、下表に示す沈降速度に応じた含有率でSS を除去できることとなる。

表 6.2-7 沈降速度の測定結果

経過時間 (分)	SS			沈降速度 ^{※2} (mm/s)
	濃度 (mg/L)	残留率 (%)	含有率 ^{※1} (%)	
0	1,960	100.0	0.0	—
1	408	20.8	79.2	8.333
2	288	14.7	85.3	4.167
5	234	11.9	88.1	1.667
10	157	8.0	92.0	0.833
30	104	5.3	94.7	0.278
60	74	3.8	96.2	0.139
120	45	2.3	97.7	0.069
240	38	1.9	98.1	0.035
480	27	1.4	98.6	0.017
1,440	21	1.1	98.9	0.006
2,880	14	0.7	99.3	0.003

※1：SS 含有率(%) = 100% - SS 残留率(%)

※2：沈降速度 = 500mm（沈降管における試料採取位置）÷ 経過時間

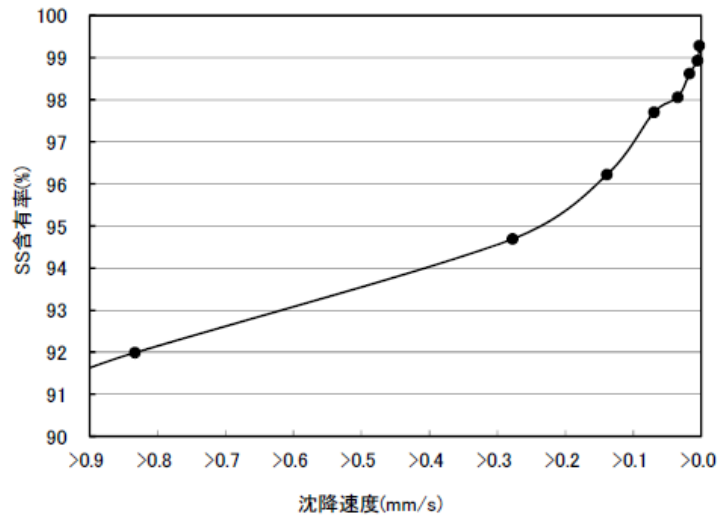


図 6.2-5 沈降速度分布

4. 評価及び環境保全のための措置

【指摘事項のとおり】

【指摘事項】

- ・ 仮設沈砂池は、床面積を確保することにより十分な表面積負荷を確保した上で貯水容量を確保すること。
- ・ 仮設沈砂池の設置にあたっては、滞留時間分布がなるべく均一になるように留意すること。
- ・ 工事期間中の降雨時における濁水の監視を行い、水質が環境保全目標を超えないように施工管理を行うこと。
- ・ 公共用水域への影響を極力低減するため、環境保全のための措置を徹底すること。

Ⅲ 騒音

1. 現況調査

概ね妥当である

2. 環境保全目標

概ね妥当である

3. 予測

概ね妥当である

4. 評価及び環境保全措置

(1) 供用後の関連車両の場外・場内走行において、大型車が通行すると L_{Amax} が瞬間的に上がることから、苦情発生の可能性が高いが、対策を考えているのか、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

場外・場内走行において、極力、音を出さないように速度の制限などの基本的なことは行っていく。また、窓口を常設しているので、苦情発生があった場合は、真摯に対応していく。

【指摘事項】

- ・ 供用後の関連車両の場外・場内走行における環境保全措置を評価書に記載すること。
- ・ 準備書記載の環境保全措置を徹底すること。
- ・ 事後調査について、供用開始後、環騒振-3、環騒振-4、交騒振-1の地点において、現況調査と同じ時間帯（昼間：6:00～21:00で夜間：22:00～5:00）で、騒音レベル（ L_{Aeq} 、 L_{A5} 、 L_{A10} 、 L_{A50} 、 L_{A90} 、 L_{A95} 、 L_{Amax} ）を測定すること。

IV 振動

1. 現況調査

概ね妥当である。

2. 環境保全目標

概ね妥当である。

3. 予測

概ね妥当である。

4. 評価及び環境保全措置

- (1) 施設区域外のところで、これまで通行していなかったが、施設関連車両、特に大型車が通行することになり、一軒家のそばを通過した際、揺れや、苦情の発生が予想される。資料編によると夜中の2時、3時に、大型車の混入率が高くなっているが、施設供用後もこの地域における大型車混入率に変化がないと想定されるのか、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

この事業に関しては、昼間に大型車の通行が集中し 夜間において、特段インパクトを与えるような走行ではない。

【指摘事項】

- ・準備書記載の環境保全措置を徹底すること。
- ・事後調査について、供用開始後、交騒振-1 の地点において、現況調査と同じ時間帯（昼間：6:00～21:00、夜間：22:00～5:00）で、振動レベル（ L_{Aeq} 、 L_{A5} 、 L_{A10} 、 L_{A50} 、 L_{A90} 、 L_{A95} 、 L_{Amax} ）を測定すること。

V 低周波音

1. 現況調査

- (1) 40Hz以上の現況値が「心身に係る苦情に関する参照値」を上回っているが、原因を特定することが可能であるか、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

調査地域の状況から推測すると、自動車走行騒音および工場等の設備騒音などからの複合的なものが原因と考えられる。設備騒音と自動車走行騒音の周波数特性をみると、80Hz以下の帯域の音圧レベルが比較的高いレベルとなっている。A特性やG特性による測定では補正されて目立たないが、F特性でみた場合はこのように表れてくる。また、低周波域の音は回折や空気吸収の減衰も小さく、残留音的に観測されると考えられる。

2. 環境保全目標

概ね妥当である。

3. 予測

- (1) 低周波に関する心身影響の参照値は、機材からの騒音に限定して使うように推奨されている。環境音と機材音を合成して、超える超えないの判断を行うべきではない。予測値は、機材から発生する低周波を距離減衰と透過損失を含めて計算したものか、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

距離減衰のみ計算している。

4. 評価及び環境保全措置

- (1) 評価において、機器から発生する低周波音とバックグラウンドを合成したものではなく、発生する低周波音に距離減衰と透過損失を考慮した受音点での予測値を参照値と比較する方法が正しい。また、現況が40Hz以上の周波数帯において参照値を超えていることについて、20kHzまでの高周波数帯の環境騒音を表示することで、そのノイズが入っているだけだということを見せると良い。元々の環境騒音がその周波数帯で超えていて、機材からの影響ではないということを評価書に記載するよう、事業者に求めた。

【事業者の回答】

評価書においては、1/3オクターブバンド音圧レベルの図（グラフ）から、現況との合成値を削除する。また、評価においては、現況との合成も削除する。80Hz超の周波数帯（騒音レベル）については、周波数分析を行っていない（行うための測定をしていない）ため、図に追加することができない。

【指摘事項】

- ・準備書記載の環境保全措置を徹底すること。

VI 土壌汚染

1. 現況調査

(1) ボイラーで使用していた油に関して、場所が分かっているのならば、調査を実施して、データで問題がないことを示す方が良いのではないかと指摘に対して、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

対象事業は 3,000m²以上の土地の形質の変更を伴うため、「土壌汚染対策法」および「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、土地の利用履歴調査を行っている。その結果、特定有害物質等を取り扱っていた可能性はないものと判断でき、それらによる土壌汚染は確認されていない。

小規模ではあるが、ボイラーを設置していた工場が存在していたため、燃料としての油の使用が認められる。

油は、「土壌汚染対策法」および「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定有害物質等ではなく、大阪紳士服団地共同組合へのヒアリングによると、貯蔵タンクや配管の腐食・劣化、損壊などによる漏洩事故は発生していないとの情報が得ている。また、現地において、油臭・油膜は確認されていない。「油汚染対策ガイドライン」(平成 18 年 3 月、環境省)によると、油汚染問題に対する対応の基本は、地表や井戸水等の油臭や油膜という、人が感覚的に把握できる不快感や違和感が感じられなくなるようにすることとなっている。そのため、今後、対象事業実施区域およびその周辺において油臭・油膜を確認した場合は、ガイドラインに準じて適切に対応する。

2. 環境保全措置

概ね妥当である

3. 予測

概ね妥当である

4. 評価及び環境保全のための措置

概ね妥当である

【指摘事項】

- ・対象事業実施区域において、油汚染が確認された場合、油汚染対策ガイドラインに基づき適切に対応すること。

VII 緑の量

1. 現況調査

概ね妥当である

2. 環境保全目標

概ね妥当である

3. 予測

概ね妥当である

4. 評価及び環境保全措置

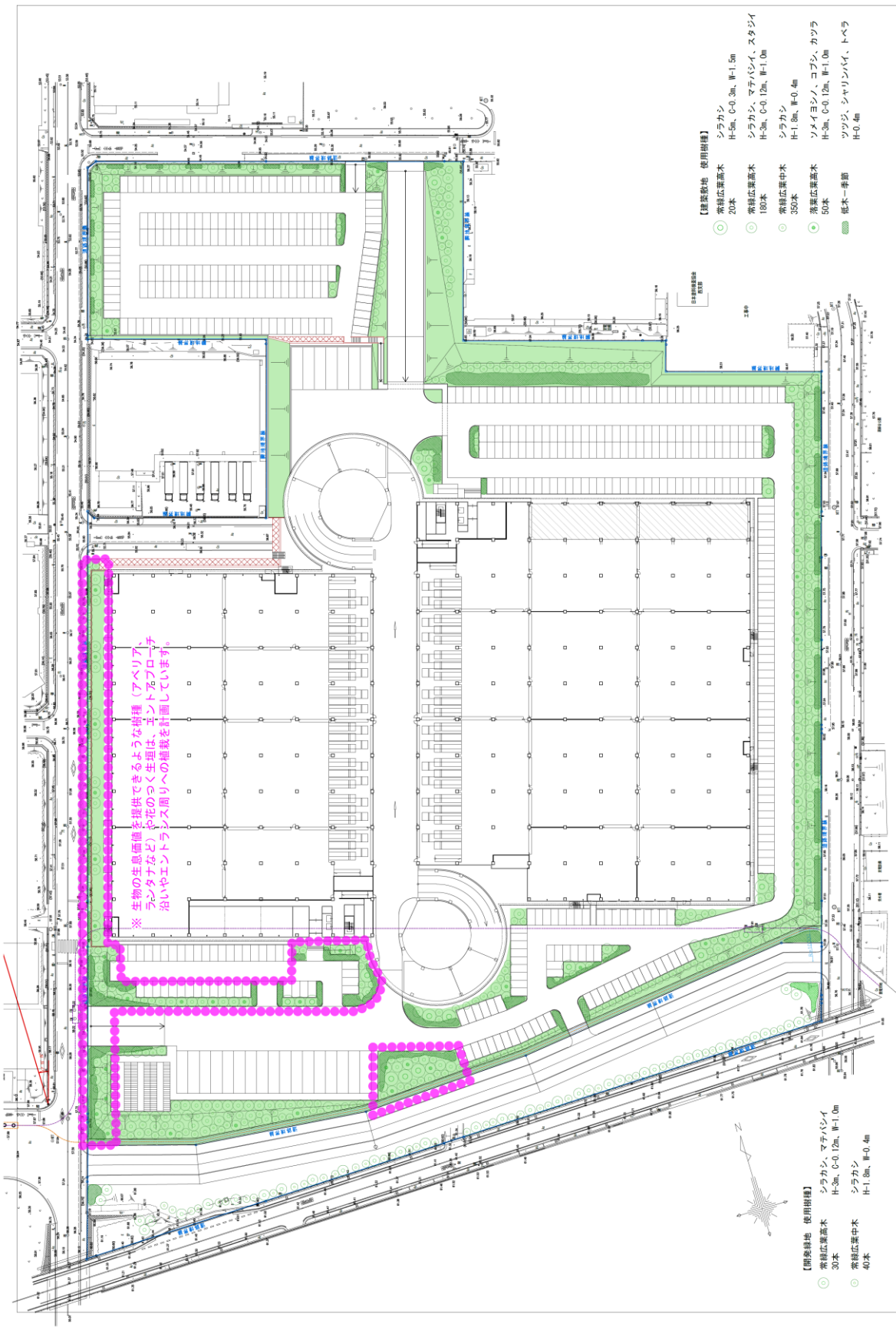
(1) 植栽の仕方によっては、緑のネットワークを形成することができる。また、樹種としては、生物の生息価値を提供できるような樹種（吸密できる樹種：アベリア、ランタナなど）や花が長くつく生垣になりそうなものが良い。また、常緑広葉樹ばかりでなく、落葉広葉樹など色々混ぜると管理の手間が省けるという指摘に対して、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

植栽にあたっては、エコロジカル・ネットワークを意識し、特に対象事業実施区域の南側の緑地に、落葉広葉樹や吸密できる樹種を織り交ぜる。また、中木や低木には、ソメイヨシノ、コブシ、ツツジ、シャリンバイ、トベラなど、花のつく樹種の植栽を予定。

(2) 質の高い緑を回復してほしい。山田池公園などこの地域の自然にある樹種、鳥などの生物が利用できる樹種を考慮し、自然の森に近い植生を植えてほしい。また、植栽予定樹種、植栽予定位置を示せないかという指摘に対して事業者の説明を求めた。

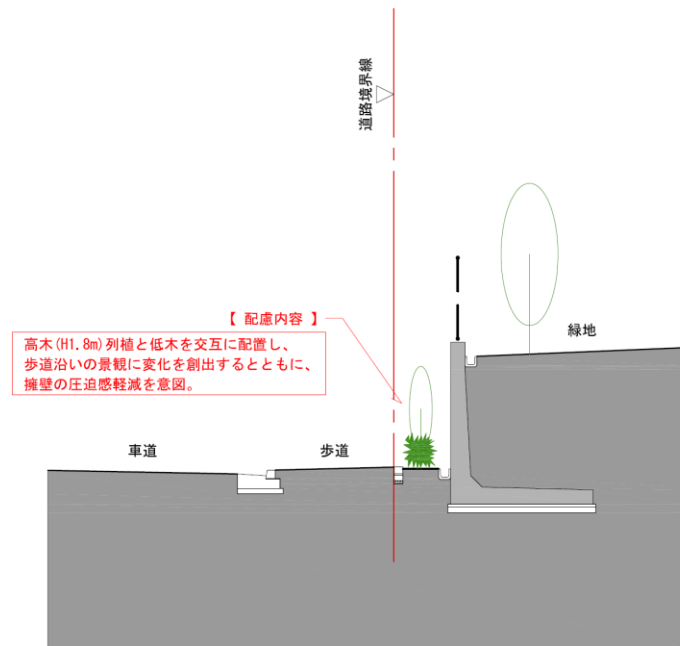
【事業者の回答】 下図のとおり植栽を計画している。



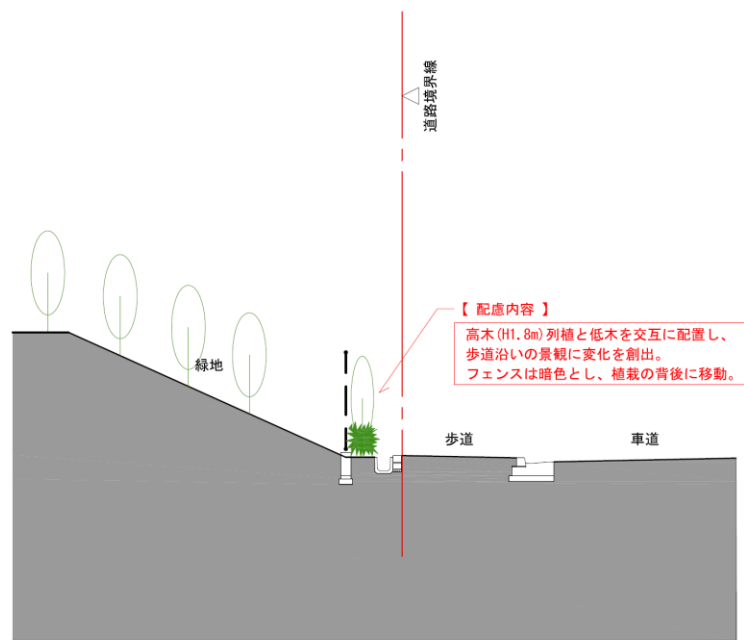
(仮称) GLP枚方プロジェクト 植栽計画案 1/1000

(3) 東側のフェンスについて、もう少し事業者建物側にもってきて、そのスペースに低木も植栽できないかという指摘について、事業に説明を求めた。

【事業者の回答】 下図のとおりフェンスの位置を配慮して、植栽を行う予定である。



西側市道境界際 断面図



東側市道境界際 断面図

【指摘事項】

- ・ 植栽については、1種類の樹木が多くなるように配慮すること。
- ・ 準備書記載の環境保全措置を徹底すること。

Ⅷ 廃棄物

1. 現況調査

概ね妥当である

2. 環境保全目標

概ね妥当である

3. 予測

原単位の設定根拠は、詳しく記載した方がよいという指摘に対して、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

原単位の推計根拠を示しました。

施設の供用による廃棄物の発生量

廃棄物の種類	発生原単位 [※]				GLP枚方Ⅲ 廃棄物発生量 (t/年)	割合 (%)
	厚木 (g/m ² ・年)	三郷Ⅲ (g/m ² ・年)	川崎 (g/m ² ・年)	平均 (g/m ² ・年)		
可燃物	1,583.6	6,007.0	3,527.3	3,706.0	376.5	84.1
紙類	5.8	0.0	225.5	77.1	7.8	1.7
段ボール	552.3	3,922.1	1,077.1	1,850.5	188.0	42.0
雑誌	0.0	457.2	0.0	152.4	15.5	3.5
木くず	786.0	134.1	1,016.9	645.7	65.6	14.7
その他可燃物	239.4	1,493.6	1,207.8	980.3	99.6	22.3
プラスチック他	427.5	371.3	438.4	412.4	42.0	9.4
ペットボトル	0.4	0.0	10.2	3.5	0.4	0.1
PPバンド	0.0	96.4	298.9	131.8	13.4	3.0
プラスチックパレット	73.7	0.0	17.4	30.4	3.1	0.7
ストレッチフィルム	40.7	219.1	11.8	90.5	9.2	2.1
発砲スチロール	251.6	0.0	11.3	87.6	8.9	2.0
その他プラスチック類	61.1	55.8	88.9	68.6	7.0	1.6
不燃物	0.6	22.9	701.1	241.5	24.6	5.5
缶・ビン	0.6	19.7	11.0	10.4	1.1	0.2
金属類	0.0	3.2	292.6	98.6	10.0	2.2
什器備品	0.0	0.0	76.2	25.4	2.6	0.6
その他不燃物	0.0	0.0	321.2	107.1	10.9	2.4
その他	53.6	0.0	77.0	43.5	4.4	1.0
合計	2,065.4	6,401.2	4,743.7	4,403.4	447.5	100.0

※ GLP厚木、GLP三郷Ⅲ、GLP川崎における2014/7～2015/6の実績より算出。

その他、GLP大阪、GLP大阪Ⅱ、GLP東京Ⅱ、GLP柏のデータも収集したが、単位が不明の廃棄物があったり、単位が重さではなく容積でカウントされていたため、ここでは実績として採用しなかった。

注)1.本表には、再資源化が可能な古紙(新聞、雑誌、段ボール)、発砲スチロール、ペットボトル、缶、ビンなどが含まれている。

2.数値データは、その算出にあたり表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

施設	リース面積(m ²)	住所
GLP厚木	85,647	神奈川県愛甲郡愛川町
GLP三郷Ⅲ	74,467	埼玉県三郷市
GLP川崎	138,299	神奈川県川崎市川崎区
GLP大阪	124,167	大阪府大阪市住之江区
GLP大阪Ⅱ	106,598	大阪府大阪市住之江区
GLP東京Ⅱ	86,272	東京都江東区
GLP柏	114,197	千葉県柏市
GLP枚方Ⅲ	101,600	大阪府枚方市

4. 評価及び環境保全措置

(1) 工事中の廃棄物について、発生量予測だけでなく、建設リサイクル法に該当する項目については法にしたがって対応することになるが、該当しない混合廃棄物については～するなど、種類ごとの対応を記載すべきことについて、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

評価書において、工事に伴う廃棄物予測結果に、下記のとおり再資源化率および再資源化量を明記する。

廃棄物の種類	構成比 (%)	発生量 (t)	再資源化率 (%)	再資源化量 (t)
コンクリート塊	23.5	364.4	90.0	328.0
アスファルト・コンクリート塊	3.1	48.4	100.0	48.4
金属くず	5.4	83.4	80.0	66.7
廃プラスチック	10.8	166.8	60.0	100.1
ガラス・陶磁器くず	9.9	153.8	30.0	46.1
木くず	17.3	267.9	85.0	227.7
紙くず	11.1	171.3	50.0	85.7
石膏ボード	10.5	162.5	70.0	113.8
その他	8.5	131.8	0.0	0.0
合計	100.0	1,550.3	65.6	1,016.5

注) 1. 再資源化(分別)できない廃棄物(533.8t)は、混合廃棄物として搬出する。

2. 数値データは、その算出にあたり表示単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

また、評価書において、環境保全措置に、建設リサイクル法に該当する項目等の対応および混合廃棄物の対応等を下記のとおり追加する。

・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・再資源化について適正な措置を講じる。

- ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は再生砕石、金属くずは鉄材の原料、木くずはチップにして再生材の原料として、ほぼ全量を再生する。
- ・分別を徹底することにより混合廃棄物の発生を抑制し、中間処理業者に引き渡す再資源化量の増加による更なる減量化、再資源化を図る。
- ・再資源化(分別)できない廃棄物については、環境に負荷を与えないよう適正な処理に努める。
- ・資材の搬入にあたっては、無梱包搬入を推進する。
- ・再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定する。
- ・建物基礎レベルを調整するとともに、掘削土については、場内での埋め戻し土としてできる限り利用し、建設残土の発生抑制を図る。
- ・建設汚泥の搬出先については、リサイクルを行っている中間処理業者を選定するように努める。
- ・産業廃棄物管理票の写しを確実に処理業者から受け取り、最終処分まで適正に処理されたことを確認する。
 - ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等の関係法令に基づき、アスベストやPCBについて事前に調査を実施し、確認された場合は適正な除去及び処分を行う

(2) 評価については、原単位を改善しているとか、トップランナー方式で計画しているなどの評価と
ならないかという指摘に対して事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

供用後の取組に、「継続的に原単位を改善するためのPDCAを行う」を追加する。

【指摘事項】

準備書記載の環境保全措置を徹底すること。

IX 日照阻害

1. 現況調査

概ね妥当である

2. 環境保全目標

概ね妥当である

3. 予測

概ね妥当である

4. 評価

概ね妥当である

【指摘事項】

特になし

X 電波障害

1. 現況調査

概ね妥当である

2. 環境保全目標

概ね妥当である

3. 予測

概ね妥当である

4. 評価及び環境保全措置

概ね妥当である

【指摘事項】

- ・住民対応窓口を設置するとともに、電波障害があった場合、事業者側で適切な対策を講じること。

XI 風害

1. 現況調査

概ね妥当である

2. 環境保全目標

概ね妥当である

3. 予測

(1) 風害の影響の範囲を建物高さの2倍と設定しているが、普通は建物の10倍程度を設定する。また、周りの建物は全て再現しないと、影響の範囲が広くなったり、より影響が強くなる結果になることから、正確に再現する必要があること、計算領域は結果に影響を及ぼすことから示すべきこと及び植栽を行う場合、植栽の条件とどの程度風が低減されるかについて、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

予測内容及び予測結果を以下のとおり修正する。

① 予測内容

ア. 予測項目

予測項目は、計画建物が対象事業実施区域周辺の風環境に及ぼす変化の程度とした。

イ. 予測手法

i) 予測手順

3次元数値流体解析を用いて数値流体シミュレーションを行い、計画建物が周辺の風環境に及ぼす変化の程度について予測を行った。

ii) 予測式

予測計算は、大気の流れ（風速）を3次元の偏微分方程式（質量保存式、運動方程式）を連立させて有限体積法による数値解析により行った。

乱流の解析には渦粘性モデルの代表的な存在であり数値シミュレーションで広く用いられているk-εモデルを使用した。（なお、この場合、大気安定度は中立を仮定することとなるが、強風を予測対象とする場合は問題ない。）

モデルの基本構成をまとめると以下のとおりである。なお、解析ソフトウェアは、「PHOENICS」を使用した。

- ・微分方程式離散化手法：有限体積法
- ・取扱流体：粘性流体
- ・座標系：直交座標
- ・流動様式：乱流
- ・乱流モデル：k-εモデル
- ・時間：定常計算

●基本方程式

質量保存式（連続の式）

$$\frac{\partial U_i}{\partial x_i} = 0$$

運動方程式（Navier - Stokes の式）

$$\frac{\partial U_i}{\partial t} + U_j \frac{\partial U_i}{\partial x_j} = -\frac{1}{\rho} \frac{\partial p}{\partial x_i} + \frac{\partial}{\partial x_j} \left((\nu_l + \nu_t) \frac{\partial U_i}{\partial x_j} - u_i u_j \right)$$

k 方程式

$$\frac{\partial k}{\partial t} + U_i \frac{\partial k}{\partial x_i} = \frac{\partial}{\partial x_i} \left(\left(\frac{\nu_t}{\sigma_k} \right) \frac{\partial k}{\partial x_i} \right) - u_i u_j \frac{\partial U_i}{\partial x_j} - \varepsilon$$

ε 方程式

$$\frac{\partial \varepsilon}{\partial t} + U_i \frac{\partial \varepsilon}{\partial x_i} = \frac{\partial}{\partial x_i} \left(\left(\frac{\nu_t}{\sigma_\varepsilon} \right) \frac{\partial \varepsilon}{\partial x_i} \right) - C_1 \frac{\varepsilon}{k} u_i u_j \frac{\partial U_i}{\partial x_j} - C_2 \frac{\varepsilon^2}{k}$$

x_i	: 座標成分 $x_1=x, x_2=y, x_3=z$
u_i	: 変動流速成分
U_i	: 平均流速成分
ρ	: 流体の密度
p	: 圧力
t	: 時間
ν_l	: 動粘性係数
ν_t	: 乱流動粘性係数
k	: 乱流エネルギー $= (u_1^2 + u_2^2 + u_3^2) / 2$
ε	: 粘性散逸率 $= \nu_l \frac{\partial u_i}{\partial x_j} \frac{\partial u_i}{\partial x_j}$

ここで、 $\nu_t = C_\mu k^2 / \varepsilon$ の関係がある。また以下の項は $k-\varepsilon$ モデルにおいて一般的に用いられている実験値である。

$$C_1 = 1.44, C_2 = 1.92, \sigma_k = 1.0, \sigma_\varepsilon = 1.3$$

iii) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様に、計画建物の存在により風環境の変化が想定される範囲とした。

iv) 予測対象時期

計画建物等の建設が完了する時期とした。

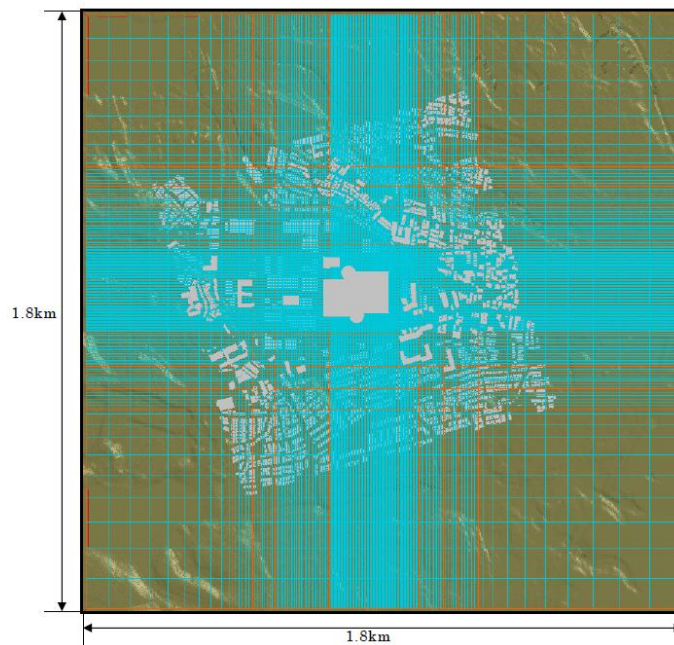
v) 予測条件

a 解析領域及び周辺建物のモデル化

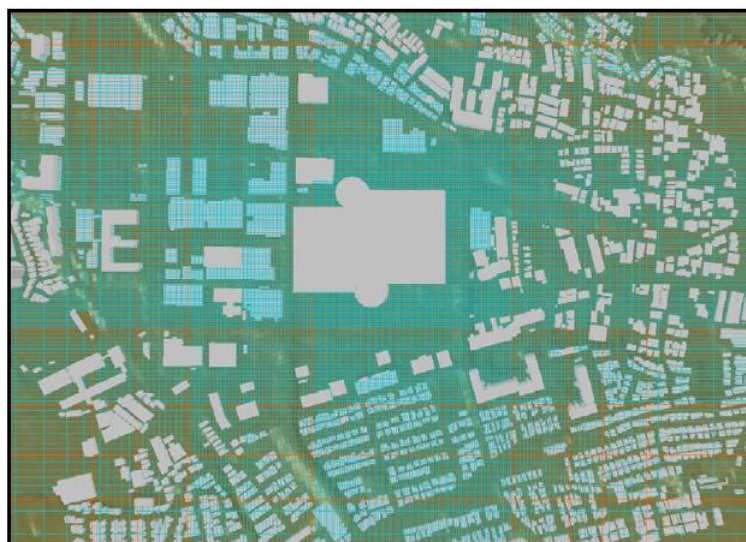
解析領域は、解が十分に収束することを考慮し、水平方向は計画建物を中心とした 1.8km 四方、鉛直方向は 450m の領域とした。また、周辺建物については、計画建物の外縁から計画建物高さ (38.65m) の 5 倍程度の範囲の建物について、形状をモデル化した。

b 解析格子

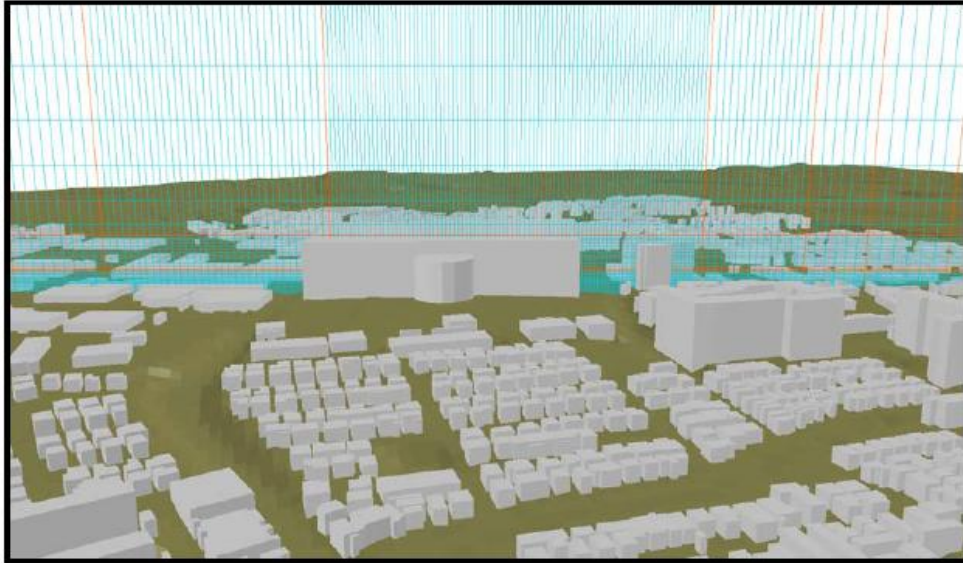
解析格子は、水平方向の格子幅は計画建物周辺では 3.0m とし、その外側では計画建物周辺から離れるほど広くなるように徐々に間隔を広げるものとした。また、鉛直方向の格子幅は、地上付近で最小 1.0m とし、高所ほど徐々に間隔を広げるものとした。解析格子、計画建物及び周建物の解析モデルは、下図に示すとおりである。



図：解析格子、計画建物及び周建築物の解析モデル（水平方向）



図：解析格子、計画建物及び周建築物の解析モデル（水平方向：拡大）



図：解析格子、計画建物及び周建築物の解析モデル（鉛直方法：南からの眺望）

c 境界条件

- ・ 地表面境界：一般化対数則（建物をモデル化していない範囲）
- ・ 建物壁面境界：滑面での対数則
- ・ 上空境界：滑り壁

d 移流項の差分スキーム

- ・ 圧力解法：疑似圧縮解法
- ・ 対流項：1次風上法+中心差分のハイブリッド法

e 風速の鉛直分布

地表付近の風は、地表面の粗度による摩擦力（地形、樹木、建物等の影響）を受けて高さによって変化し、地表付近の風速は上空より小さくなることが一般的に知られている。風速と高さの関係は、一般に以下のようなべき法則によって表される。ここで、べき指数 α は地表面粗度によって異なり、表6.11-3に示す5つに区分されている。計画建物周辺は、周辺地域を広い範囲にわたって見ると地表面粗度Ⅲ「樹木・低層建築物が密集する地域、あるいは、中層建築物（4～9階）が散在している地域」と考えられ、同表より $\alpha=0.20$ とした。

$$V_H = V_0 (H/H_0)^\alpha$$

ここで、 V_H : 地上からの高さHにおける風速 (m/s)

V_0 : 地上からの高さ H_0 における基準風速 (m/s)

H_0 : 基準高さ (m)

α : べき指数

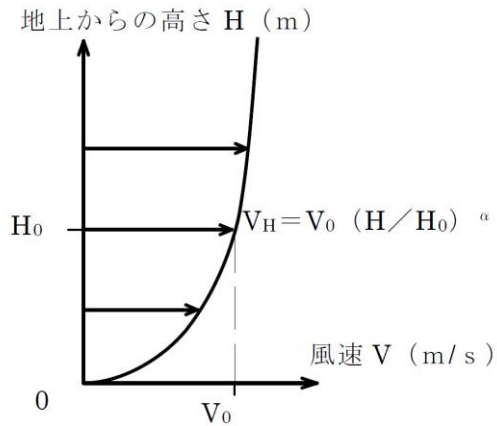


図 6.11-6 予測対象風速の鉛直分布イメージ図

表 6.11-3 建築物荷重指針・同解説による粗度区分とべき乗値

滑 ↑	区分	周辺地域の地表面の状況	α
	I	海上・海浜のようなほとんど障害物のない平坦地	0.10
II	田園地帯や草原のような農作物程度の障害物がある または樹木・低層建築物などが散在する平坦地	0.15	
III	樹木・低層建築物が密集する地域、あるいは、中層建 築物（4～9階）が散在している地域	0.20	
↓ 粗	IV	中層建築物（4～9階）が主として密集している地域	0.27
V	高層建築物（10階以上）が密集している地域	0.35	

f 予測ケース

予測ケースは、計画建物による影響の検討を行うため、以下の2 ケースについて行った。

- ・ケース1：計画建物建設前（現況）
- ・ケース2：計画建物建設後（供用時）

g 予測風向の設定

予測対象とする風向は、当該地域において最も出現頻度の高い風向であり、かつ、計画建物周辺の住居のうち、最も計画建物と近接する東側マンションの風環境に変化を及ぼすおそれのある風向として、東北東及び西南西を設定した。

vi) 風環境の評価

風環境の評価は、村上らの強風の発生頻度に基づく風環境評価基準※1を用いて行った。

本評価方法では、評価に用いる風速資料が平均風速の場合は、日最大平均風速をガストファクターで評価風速（日最大瞬間風速）に変換して適用する。なお、日最大平均風速は、招提局における毎時の観測データから得られた風速を1.1倍して設定した。（正時前10分間の平均風速である1時間値の最大値を1.1倍すると、日最大平均風速に相当することが知られている。）※2日最大平均風速の出現頻度は、ワイブル分布に従うと考えられることから、全風向を対象とした風速 u の超過確率は、ワイブル係数と風向出現頻度より、次式により算出した。

※1 村上周三、岩佐義輝、森川泰成「居住者の日誌による風環境調査と評価尺度に関する研究 低層部における風の性状と風環境評価に関する研究—Ⅲ」（日本建築学会論文報告集第325号、1983）

※2 「風環境評価に用いる風観測データの補正について」（財団法人 日本建築総合研究所 GBRC 31号 高森浩治、西村宏昭）

$$P_j(U > u | i) = \sum_{i=1}^{16} \left[A_i \cdot \exp \left[- \left\{ \frac{u}{G.F. \cdot R_{ji} C_i} \right\}^{K_i} \right] \right]$$

ここで、 $P_j(U > u | i)$: 測定点 j の最大瞬間風速が u m/s を超える確率

A_i : 風向 i の出現頻度

C_i, K_i : 風向 i 時の風速の発生確率をワイブル分布で表した時のワイブル係数
招提局における10年間（2005年4月～2015年3月）の観測結果より設定したワイブル係数及び風向出現頻度は、表 6.11-4 に示すとおりである。

表 6.11-4 招提局における日最大平均風速の出現頻度及びワイブル係数

風向	出現頻度 A (%)	ワイブル係数	
		C	K
NNE	3.51	3.05	3.06
NE	9.19	3.09	3.66
ENE	5.98	3.11	3.01
E	4.79	3.39	3.50
ESE	1.63	3.30	4.10
SE	1.70	3.19	4.54
SSE	0.67	2.87	3.21
S	0.74	3.53	3.03
SSW	1.65	4.23	3.79
SW	5.16	4.19	3.67
WSW	26.07	4.95	3.41
W	10.74	5.07	3.25
WNW	3.28	4.63	3.30
NW	6.35	4.93	3.51
NNW	8.40	4.72	4.04
N	10.15	4.33	3.42

$G.F.$: ガストファクター

$$G.F. = A \times R_{10}^{-0.6}$$

ここで、 $A = 3.03 \times L_u + 1.15 = 1.94$

R_{10} : 風速比 (基準高さ 10m の風速とする)

L_u : 粗度区分ごとの高さ 10m における乱れ
強さ (地表面粗度区分Ⅲでは 0.26)

R_{ji} : 風向 i 時の j 点の風速比 (U_j/U_{ref})

U_j : 測定点 j の風速

U_{ref} : 基準点とした招提局での風速 (地上 7m)

※ 本予測では、対象事業実施区域周辺の各風向における平均風速がほぼ同等であること、東北東及び西南西の風が卓越していること、また当該風向の風は計画建物と近接する東側マンションの風環境に変化を及ぼすおそれがあることから、安全側に評価することを考慮して、東北東及び西南西の風向を対象として風速比を算出している。

本評価方法では、全風向における風速 U の超過確率が必要であることから、風向ごとの風速比及びガストファクターは、表6.11-5 に示すように設定した。

表6.11-5 風向ごとの風速比及びガストファクターの設定

予測風向	風速比及びガストファクターを用いる風向
NNE、NE、ENE、E、ESE、SE、NNW、N	ENE
SSE、S、SSW、SW、WSW、W、WNW、NW	WSW

村上らの強風の発生頻度に基づく風環境評価基準は、表6.11-6 に示すとおりである。この評価尺度は、風環境の許容度を3 ランクに分類し、それぞれのランクで許容される日最大瞬間風速（10m/s、15m/s、20m/s）の超過確率を定めている。

（例えば、ある測定地点で日最大瞬間風速10m/s がランク2、15m/s がランク1、20m/s がランク1 となれば、その地点のランク評価はランク2となる。）

表6.11-6 風環境評価尺度

ランク	強風による影響の程度	対応する空間用途の例	評価する強風のレベルと許容される超過頻度		
			日最大瞬間風速 (m/s)		
			10	15	20
			日最大平均風速 (m/s)		
			10/G.F.	15/G.F.	20/G.F.
1	最も影響を受けやすい用途の場所	住宅地の商店街 野外レストラン	10% (37日)	0.9% (3日)	0.08% (0.3日)
2	影響を受けやすい用途の場所	住宅地 公園	22% (80日)	3.6% (13日)	0.6% (2日)
3	比較的影響を受けにくい用途の場所	事務所街	35% (128日)	7% (26日)	1.5% (5日)

注1) 日最大瞬間風速：評価時間2～3秒

日最大平均風速：10分間平均風速

ここで示す風速値は、地上1.5mで定義する。

2) 日最大瞬間風速：

10m/s …ごみが舞い上がる。干し物が飛ば

15m/s …立看板、自転車等が倒れる。歩行困難。

20m/s …風に吹き飛ばされそうになる。等の現象が確実に発生する。

3) G.F.：ガストファクター（地上1.5m、評価時間2～3秒）

密集した市街地（平均風速は小さいが乱れが大きい） …2.5～3.5

通常の市街地 …2.0～2.5

風の強い場所（高層ビル近傍の増速域） …1.0～2.0 程度の値をとると考えられる。

出典：村上周三、岩佐義輝、森川泰成「居住者の日誌による風環境調査と評価尺度に関する研究－市街地低層部における風の性状と風環境評価に関する研究－Ⅲ」（日本建築学会論文報告集第325号、1983）

② 予測結果

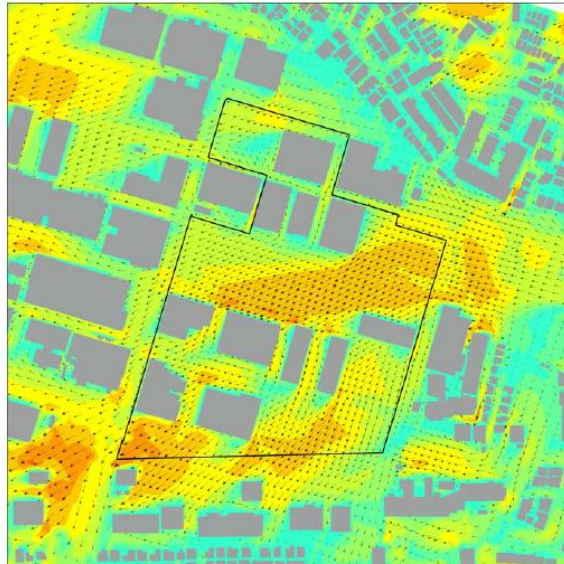
ア. 風速の状況

東北東及び西南西の風について、地上 1.5m における招提局の風速との比（風速比）の予測結果は、下図に示すとおりである。

東北東の風が出現する場合については、計画建物建設後に計画建物の南東側周辺で風速が大きくなるが、その範囲の大半は対象事業実施区域内になるものと予測する。また、東側マンションの北側にある薬師谷公園においては、計画建物建設後は風速は小さくなるものと予測する。

西南西の風が出現する場合については、計画建物建設後に計画建物の北西及び南側周辺で風速が大きくなるが、その範囲の大半は対象事業実施区域内であり、周辺の住居等には及ばないものと予測する。また、東側マンションの北側にある薬師谷公園及び南側の府道においては、計画建物建設後は風速は小さくなるものと予測する。

計画建物建設前（現況）



計画建物建設後（供用時）

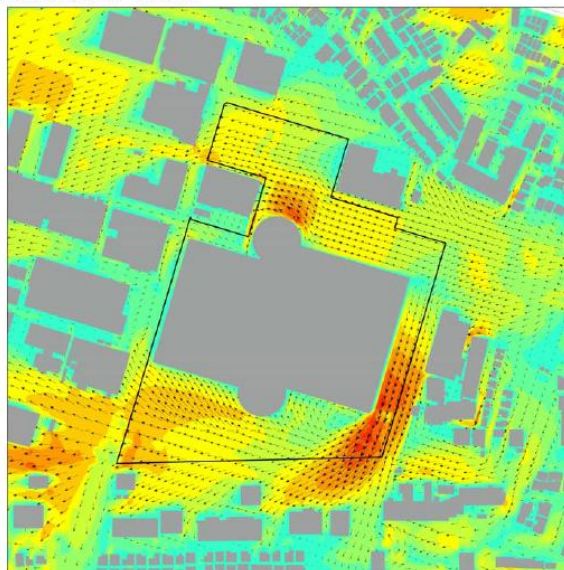
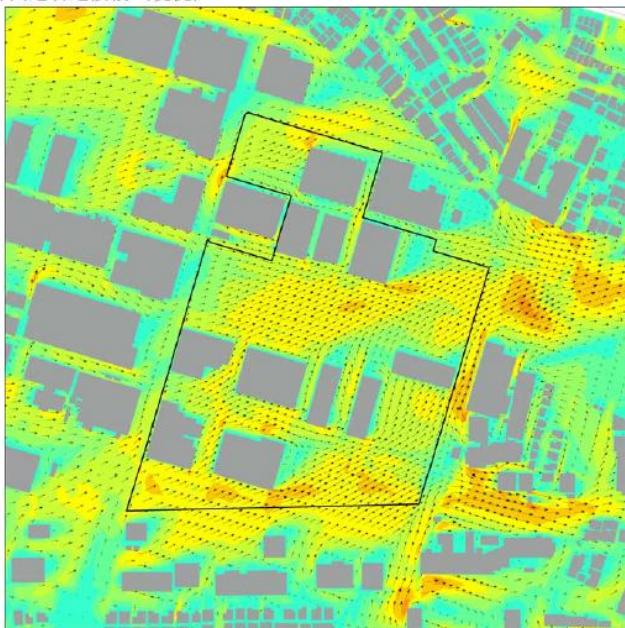


図 6.11-7 (1) 風速分布の予測結果（東北東）

計画建物建設前（現況）



計画建物建設後（供用時）

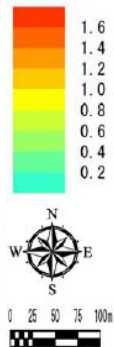


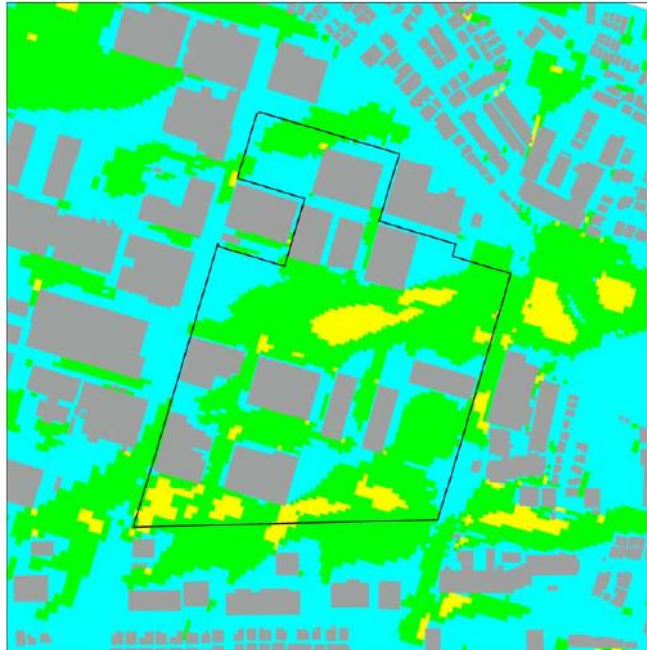
図 6.11-7 (2) 風速分布の予測結果（西南西）

イ. 風環境の変化による影響の程度

対象事業実施区域及びその周辺における風環境の変化による影響の程度の予測結果は、図 6.11-8 に示すとおりである。

計画建物建設後は、計画建物の南東側周辺でランク 3 の範囲が広がるが、その範囲の大半は対象事業実施区域内になるものと予測する。また、東側マンションの北側にある薬師谷公園及び南側の府道においては、計画建物建設後はランク 3 の範囲がほとんどなくなり、ランク 2 あるいはランク 1 になるものと予測する。

計画建物建設前（現況）



計画建物建設後（供用時）

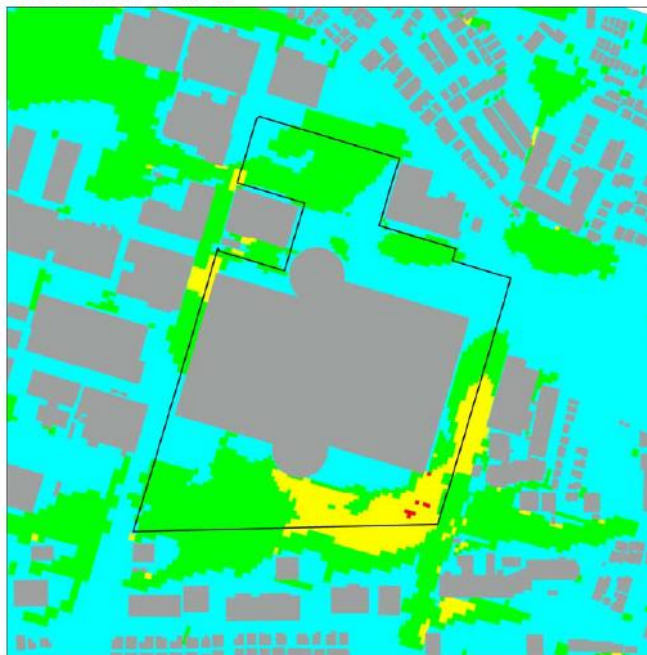


図 6.11-8 風環境の変化による影響の程度の予測結果

③ 評価

計画建物の存在により、対象事業実施区域及びその周辺における風環境（風向・風速）は変化するものと予測した。風環境の変化による影響の程度は、計画建物の南東側周辺において、村上らの強風の発生頻度に基づく風環境評価基準でランク3の範囲が広がるが、その範囲の大半は対象事業実施区域内になるものと予測した。

なお、対象事業実施区域及びその周辺のように、住宅地ではあるが中層の建築物が散在するような地域においては、ランク3の風環境は通常みられる風環境であり、計画建物の存在によって周辺の風環境が著しく悪化することはないものと考ええる。

さらに、以下の環境保全措置を実施することにより、計画建物の存在による周辺環境への影響をできる限り低減する計画としている。

- ・計画建物の周囲に高木による植栽を行うことにより、防風効果をもたせる。
- ・計画建物が原因となる問題が発生した場合には、個別に状況を確認した上で、協議を行う。

以上のことから、対象事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で低減されていること、計画建物周辺の風環境が著しく悪化するおそれがないことから、環境保全目標を満足するものと評価する。

【指摘事項】

上記③評価に記載の下記環境保全措置を徹底すること。

- ・計画建物の周囲に高木による植栽を行うことにより、防風効果をもたせる。
- ・計画建物が原因となる問題が発生した場合には、個別に状況を確認した上で、協議を行うこと。

XII 景観

1. 現況調査

(1) 眺望点の選択について、東側マンションからの視点がいないことについて事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

本環境アセスメントでは、その対象を個人ではなく、公共性のあるものとするべきと考えたため、不特定多数の方が利用される道路や公園などの公共性のある場所から視点の選定を行っている。マンションからの視点については、圧迫感の指標となる形態率をマンションからの視点で最も不利な位置で算出している。

(2) 景観に対する環境評価は、不特定多数の方が利用される公共の場だけではなく、日々、長時間、その景観に接することとなる近接する住宅の居住者に対する配慮が必要である。そのため、近距離に建つ東側マンションからの視点を設定すべきであることについて、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

本計画に関する協議について、本計画地に面するマンション住居は30戸以上ある為、マンション内部での意見統一及び整理という観点から、マンション管理組合が窓口となり協議を行ってきた。景観に関する協議としては、着色立面図及び計画建物と同じ外壁色の他物件の完成写真を提示し、マンション内で意見を募られた結果「特に意見無し」との返答を頂戴している。

(3) 景観について、形態率を一番不利な地点から算出し、説明をしているのであれば、フォトモンタージュについても、一番不利な地点から作成し、提示すれば、マンション住民へのより分かり易い説明資料となるのではないかと事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

本環境アセスメントでは、その対象を個人ではなく、公共性のあるものとするべきと考えたため、不特定多数の方が利用される道路や公園などの公共性のある場所からのフォトモンタージュを作成し、提示している。

マンションの住民への分かり易い説明資料として、着色立面図及び計画建物と同じ外壁色の他物件の完成写真を提示し、説明を行って理解を得ている。

2. 環境保全目標

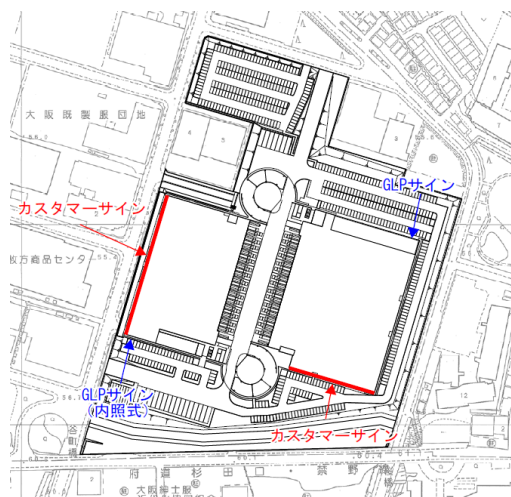
概ね妥当である

3. 予測

(1) 壁面に掲載予定のロゴマークについて、大きさ・位置を提示すべきではないか、カスタマーサインが内照式できらびやかで目につくのではという点について、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

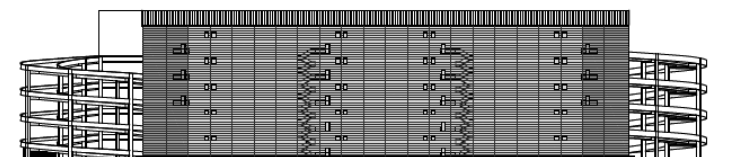
ロゴマーク及びサインの想定イメージは下図のとおりで、カスタマーサインについては照明がつくタイプではなく、企業のロゴを鉄板に印刷する形で計画しており、書き補足資料とは一部異なる。



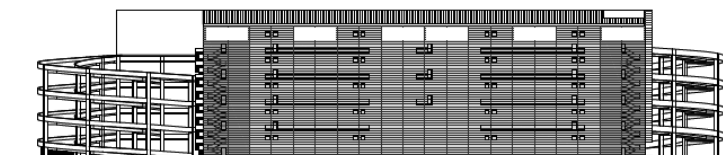
北面



南面



東面



西面

4. 評価

概ね妥当である

【指摘事項】

- ・準備書記載の環境保全措置を徹底すること。
- ・評価書に計画建物の全体像（周辺の建物を含む）把握できるイメージパース図を記載すること。
- ・東側マンション住民に、環境の変化について理解・納得を得られるよう十分な協議を行うこと。
- ・施設供用後に生じた問題や住民からの要望・疑義に対して誠実な対応を行うこと。
- ・ロゴマーク及びサインについて、供用後も近隣住居に配慮し、計画上示されていない壁面への掲出は控えること。

XIII 交通安全

1. 現況調査

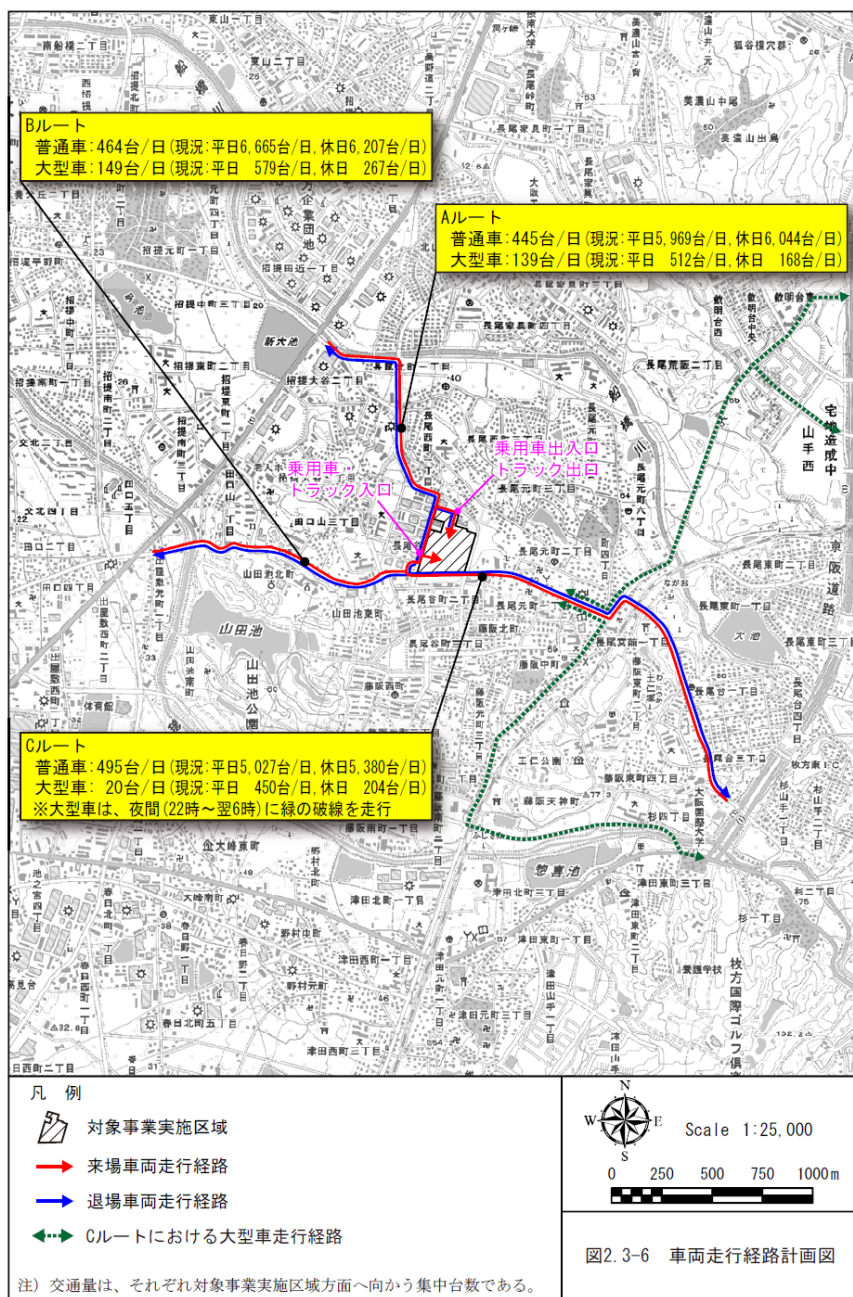
概ね妥当である。

2. 環境保全目標

概ね妥当である。

3. 予測

(1) 緑の破線の交通量を示した上で、当該道路に大型車を走行させることに問題がないことを示すよう、事業者に求めた。



【事業者の回答】

交通7(菅原交差点)の方向別交通量について、緑破線の北側の断面交通量は、平日1,207台/8h(22時～翌6時)、休日1,161台/8h(22時～翌6時)、南側の断面交通量は、平日893台/8h(22時～翌6時)、休日860台/8h(22時～翌6時)となる。これに、北側、南側合せて大型車が20台/8h(22時～翌6時)走行することから、時間(8時間)と方向(南北)で割ると、1時間あたり1台くらいしか走行しないような台数で、問題はないと考えた。

4. 評価及び環境保全措置

- (1) 周辺は片側1車線の道路が多く、事故が起こったときに他に波及するようリスクも考えられる。危機管理についての記載ができないか、事業者の説明を求めた。

【事業者の回答】

供用後の取組に、「施設関連車両が交通安全に影響を与える事象を起こした時に、迅速に復旧できるように危機管理体制の整備に努める」を追加する。

- (2) Aルートが混雑するからCルートに行くということがないように、テナントにしっかり周知すべきであることについて、評価書に明記するよう事業者求めた。

【事業者の回答】

環境保全措置に、「走行ルート等について、各テナントへの周知を徹底し、ドライバーの判断等による走行ルートの変更に伴う環境負荷の増加がないように徹底する。」を追加する。

- (3) 計画地南西側のループの改修・拡幅について、可能な限り、スケジュール等を示すよう、事業者求めた。

【事業者の回答】

改修スケジュール等は未定であるが、対象事業の供用開始までには工事を完了させる予定である。

【指摘事項】

- ・準備書記載の環境保全措置を徹底すること。
- ・工事中及び供用後における、市道の廃道による車両、自転車及び歩行者に対する影響について、評価書に明記すること
- ・事後調査について、交通2, 5, 6, 7, 8, 12の地点で行うこと。時期については、1年以内でテナント入居率が一番高い時及びテナントがすべて入居した時の2時期とする。

XIV コミュニティ

1. 現況調査

概ね妥当である。

2. 環境保全目標

概ね妥当である。

3. 予測

概ね妥当である。

4. 評価

概ね妥当である。

【指摘事項】

- ・ 工事期間、営業開始後の住民相談窓口を明確にすること。